

磐梯町農業委員会 4月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和5年4月21日（金）午後3時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 金田 未樹 2番 鈴木 翼 3番 佐藤 栄祐

4番 前田 諭志 5番 川井 信之 6番 鈴木 勇一

8番 上野 庄市 10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

2番 鈴木 一功 3番 鈴木 照喜 4番 加藤 正己

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

7番 遠藤 充孝 9番 田中 茂

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次 5番 鈴木 庄次

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第80号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第81号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第82号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について

議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第84号 農地法第43条の第1項の規定による届出書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員10名、農地利用最適化推進委員3名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 5番 川井 信之 委員

議席 6番 鈴木 勇一 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第3 議案第80号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第80号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和5年4月21日提出。

まず、1番から説明申し上げます。

申請地は、大字〇〇字〇〇15番地 畑 農振農用地 面積は781㎡ 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は米38kgです。

次に、2番です。申請地は、大字〇〇字〇〇52番地 畑 農振農用地 面積566㎡ 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は15年、10アール当り賃借料は4,000円です。

続いて、3番です。申請地は、大字〇〇字〇〇27番地外8筆 田 農振農用地 9筆面積合計は15,597㎡ こちらは新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は4年10ヶ月、10アール当り賃借料は6,000円です。

次に、4番です。申請地は、大字〇〇字〇〇2-1番地外1筆 畑 農振農用地 2筆

面積合計は5,033㎡ こちらは再設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は3年10ヶ月、10アール当り賃借料は無償になります。

次に、5番です。申請地は、大字〇〇字〇〇9番地外5筆 田と畑 農振農用地一部農振農用地外 6筆面積合計は12,119㎡ 再設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田と畑、期間は1年、10アール当り賃借料は12,000円になります。

次に、6番です。申請地は、大字〇〇字〇〇25-1番地外17筆 田と畑 農振農用地 18筆面積合計は18,114㎡ 再設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は4年、10アール当り賃借料は8,000円になります。

最後に、7番です。申請地は、大字〇〇字〇〇11番地外1筆 田 農振農用地 2筆面積合計は2,676㎡ 再設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は3年、10アール当り賃借料は8,000円になります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

異議なし多数のため、議案第80号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）承認されました。

ここで、金田 未樹 委員の関連なので退席を求めます。

（金田 未樹 委員 退席）

議長

日程第4 議案第81号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第81号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和5年4月21日提出。

申請は1件になります。

申請地は、大字〇〇字〇〇21番外1筆 田 2筆面積合計は3,556㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇

氏、両者の間に福島県農業振興公社を介しての一括方式でございます。

利用目的は田、期間につきましては、令和5年4月22日から令和15年12月31日までの10年9ヶ月、10アール当り賃借料は7,800円の設定でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、議案第81号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）について承認されました。

承認されましたので、ここで金田 未樹 委員の着席を求めます。

(金田 未樹 委員着席)

議長

日程第5 議案第82号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 1番について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第82号 非農地証明交付申請の承認について、令和5年4月21日提出。1番について説明いたします。

農地の所在であります、大字〇〇字〇〇1番 地目が田 面積が377㎡です。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏から申請が出されております。非農地の事由としましては、農地として使用不可能のためということでございます。なお、こちらは今回の農振計画の変更によりまして除外をされた土地になります。

申請書の資料でございますが、タブレットをご覧ください。

こちらの現況確認証明申請書が提出され、4月14日に事務局と現況確認調査員で現地確認をしてきたものであります。証明を求める理由とは、農地としては使用が不可能である。以前耕作をお願いしていた方からも25年ほど前から耕作を返却されて現状のままになっているということです。次のページから登記簿謄本になりまして、そちらで地番・地目・面積など確認いただけたと思います。次に、現況写真添付いただいております。次に法務局備え付けの公図の写しが添付されております。次のページが非農地化した経過で区長さんから証明をいただいております。前段には農振地区の除外ということがありまして、今回の申請をしているということですので、以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8番 上野 庄市 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、4月14日に遠藤委員、田中委員と私、樋口事務局長と小川係長で現況確認をしてみました。現地としては、旧道を上がっていく線路際の農地になります。耕作する人もいないということですので致し方ないのかなというところですが。現況確認した結果、現況は田ではなく、原野であるということで異議ないと判断できましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

現地は、写真で見る限りでは立木があるわけでもないようだが、農地に再生するのは不可能なのか。

事務局

現地については、春先なのでススキ等はまだ倒れた状態です。田には枯れ草がたまっているような状態で、夏頃には草が鬱蒼としてくるような感じかなと思います。現在は雪が解けた後で枯れ草がない状態で農地として復元可能かなと思えますが、草がびっしり生えているような状態です。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第82号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 1番について承認することに決定いたします。

議長

次に2番について事務局より説明を求めます。

事務局

日程次第の方に戻っていただきまして、2番の農地の所在であります、大字〇〇字〇〇13番外7筆 地目が田 現況が原野 計8筆 面積合計が8,035㎡であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏から申請が出されております。非農地の事由としましては、登記は田ですが原野ということで現況と一致させるためということでございます。なお、こちらについても、今回の農振計画の変更によりまして除外された土地になります。

申請書でございますが、タブレットをご覧ください。

こちらでも現地確認を1番と同日4月14日に行っております。申請者が〇〇の〇〇〇〇氏で申請地については別紙8筆でございます。次のページが申請書になりまして、証明を求める理由とは、荒地になっている、20年以上耕作しておらず木が生えて再生不能ということでありまして。次が別紙の所在、地番、地積でございます。位置図が添付しております。

して、申請地は字〇〇〇の上部の方になっております。次のページから土地の登記簿謄本、そちらで地番・地目・面積など確認いただけたと思います。次に、現況写真を添付いただいております。こちらの写真も春先のものなので、現在は草が寝ておりびっしりと敷き詰められている状態になっています。次に、法務局備え付けの公図の写しが添付されております。最後に、非農地化した経過ということで、〇〇区長さんからおおむね28年間耕作してされていないと認めるといふ非農地化した証明が添付されています。

以上 ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8番 上野 庄市 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、先ほどの案件と同日の4月14日に現況確認をしてまいりました。写真を見ると現在はきれいな状況になっておりますが、第三者から見ると印象も違うと思いますので写真にコメント等を入れても良いのかと思惟ました。今回の申請地は農振除外されている土地ということになりますので、現況確認した結果、現況は田ではなく、山林原野であるということと特にな問題はなと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

3番 佐藤 栄祐 委員

この場所ですが、田から原野に変わったときに、農地ではないという意識に変わると思惟うのですが、下流にある農地に係る水路の関係はどうなるのでしょうか。

事務局

現地の上流側についてはほとんど荒地になっている状態で、下流側は若干ではありますが田を耕作しています。その水路がどういふ水系できているかは確認しておりませんが、ずっと耕作放棄地になっていて再生不可能なので、農振地区からも除外してほしいということと今回農振地区から除外をしたところとす。今回、除外をされたので所有者から申請があったところとす。現況は申請前から原野化していたので変わりません。ただし、台帳地目が田から原野に変わるといふことです。耕作については、これまでも水路は確保されていたのかと思惟ます。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第82号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 2番について承認することに決定いたします。

議長

日程第6 議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第6 議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和5年4月21日提出。

農地の所在ですが、大字〇〇字〇〇17番地、地目は畑、こちらも今回の農振計画の見直しで除外された土地になります。面積が92㎡、権利が所有権移転になります。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇〇〇〇〇でございます。転用目的が露天駐車場で、施設等については墓地駐車場になります。

申請書類について、タブレットをご覧いただきたいと思います。

申請は4月5日に提出いただいております。申請人は、別紙で譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇についてはご覧の方になります。次のページが土地の所在、面積でございます。転用計画が、墓地の駐車場で所有権移転になります。土砂の流出等については、周辺の水路を活用しながら、雨水等は自然浸透とし、土砂の流出等の災害を防止するという事です。農業用排水施設については、現状と同等の水路を活用することで支障がない。また、周辺農地への影響ですが、周辺は田及び農道であり、隣接する農地は耕作を行っていない。迂回道路もあることから影響はないということです。

次のページが事業計画になります。事業の必要性としましては、耕作は25年前から行っておらず雑種地となっている状況である。隣接して墓地があります。ただし、駐車場がなくて出入口前に駐車している状況で、今回個人から部落共有へ所有権移転して駐車場として使用したいということでもあります。土地の選定理由は、周辺の土地を探したところ当該地が最適であったためということです。現在耕作されていないということで土砂の一時仮置き場としたいということでもあります。土地改良区の意見もなしということでいただいております。面積については92㎡で、駐車スペースで24㎡、残りは通路として使用するということになります。次からが添付書類で、農地台帳の位置図、現況写真がございまして、畑としては耕作していなかった土地であることが確認できると思います。

次のページが登記簿謄本、公図の写しになります。その次のページが土地利用計画図になりまして、車3台分の駐車スペースを確保する計画になっております。次が〇〇〇土地改良区からの意見書になりまして、同意をいただいております。その次が候補地選定した結果の図面になります。

以上の申請について、第5条許可申請で県許可になりますので、町農業委員会の意見を付して提出いたしますので、以上 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ここで、紹介委員の佐藤 栄祐 委員より説明を求めます。

3番 佐藤 栄祐 委員

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおりですが、4月14日に樋口事務局長、小川係長と私で現況確認をしてみました。隣接する道路は車幅も狭く、お墓参りの際には周辺の農家の方にも迷惑がかかるのではないかと思います。写真の方ではきれいになっておりまして、皆さんで管理されているのかなというのが現状であります。以上のことから、これからは雑種地となり〇〇の部落共有地として管理するということが良いかと思えます。土地改良区からの意見書にもあるとおり、他の耕作地への影響もないということなので特に問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第7 議案第84号 農地法第43条の第1項の規定による届出書の受理について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第7 議案第84号 農地法第43条の第1項の規定による届出書の受理について、ということであります。こちらは、農作物栽培高度化施設として菌床椎茸栽培の施設の床面をコンクリート張りにするということが〇〇〇〇から届出がありましたのでご説明申し上げます。

資料は申請の届出書をご覧いただきたいと思えます。こちら3月8日に届出書を提出いただきまして、以前にも2回ほどハウスの床面をコンクリート張りにして菌床椎茸栽培を行っているということでもあります。土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇56番と57番、地目が畑、土地所有者が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの2名になります。施設の面積は408.24㎡、棟高が4.9m、軒高が2.3mとなります。周辺農地からの距離の基準があるわけですが、東側が4mと近接していますが、軒高2.3mに対しての基準はクリアしているということになります。次のページが業務内容で、菌床椎茸栽培の記載があります。その次が土地所有者の同意書を添付いただいております。次が登記簿謄本と公図の写しになります。公図上に以前の2棟がありまして、その下が新規ハウスで今回

コンクリート床張りをするところになります。

なお、こちらは届出になりますので農業委員会で確認をいただくということになっておりますので、以上 ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

議案第84号 農地法第43条の第1項の規定による届出書の受理について 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第84号 農地法第43条の第1項の規定による届出書の受理について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第8 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、5月22日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

事務局

事務局から2点になります。

1点目はタブレットについてですが、農業委員の皆さんに今回配付しますのでお使いいただきたいと思います。なお、タブレットの操作研修については、後日行いたいと思いますのでご了承ください。2点目は、本日開催の観桜会ですが、17時30分から行いますのでご出席の委員の方はよろしく願いいたします。以上になります。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午後3時55分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年4月21日

議長（会長）

署名人

署名人